

4月23日(日)は

『毛呂山町長選挙』 および 『毛呂山町議会議員一般選挙』 の投票日です

☎ 選挙管理委員会 (役場総務課内) ☎295-2112内線312・313・314

投票できる人

平成17年4月24日までに生まれ、令和5年1月17日までに毛呂山町に住民登録をして、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人が投票できます。

※投票日までに町外へ転出した人は投票できません。

入場券は圧着ハガキで郵送します

1枚のハガキに4人分の入場券が印刷されていますので、各自切り離して投票の際に本人が持参してください。

また、入場券がお手元にならない場合は、再発行ができますので、投票所係員に申し出てください(再発行には本人確認書類の提示が必要です)。

代理投票と点字投票

字を書くことに不便を感じる人や目の不自由な人は、投票管理者に申し出ることにより、代理投票・点字投票ができますので、投票所係員に申し出てください。

なお、投票の秘密は固く守られます。

不在者投票

●滞在地での不在者投票

投票日に仕事や旅行などで町外に長期滞在する人は、滞在地の市区町村選挙管理委員会ですべての投票ができます。希望する人は、早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。

●病院などでの不在者投票

入院・入所している病院や施設などが不在者投票のできる施設として指定されている場合は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは入院・入所をしている施設にお問い合わせください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、両下肢、体幹、移動機能等他、内部障害の程度が「重度」の人、または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便等による不在者投票が認められます。

なお、この制度を利用するためには、事前に町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。該当する人で、証明書をお持ちでない人は、早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。

開票は即日行います

■開票日時 4月23日(日)

午後9時から

■開票会場 役場2階201・202会議室

■参観人員 40人

(受付/午後8時30分から)

開票速報サービス

開票状況を町ホームページでお知らせします。

■日時 4月23日(日)

午後10時頃から

■内容 立候補者の得票数と開票率



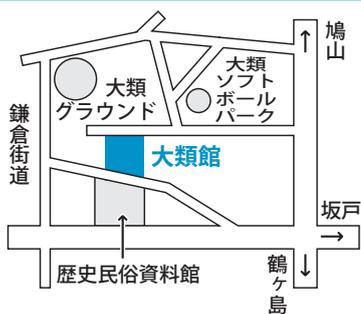
町ホームページ

投票日当日に投票に行けない人は『期日前投票』をご利用ください

期間	4月19日(水)～22日(土)	
場所	①毛呂山町役場204会議室 (中央2-1) 	②東公民館会議室1 (川角298-1)
時間	午前8時30分～午後8時	午前9時～午後5時
持ち物	入場券 (入場券の裏側の「宣誓書(兼請求書)」を記入したもの)	

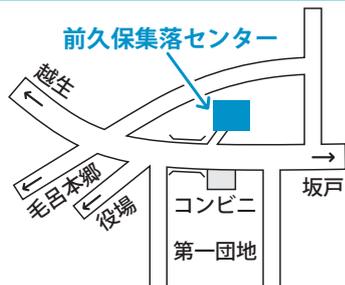
- 注意点
- 投票所ごとに投票できる時間が異なるので注意してください。
 - 投票日当日(23日)は入場券に記載されている投票所で投票できます。

投票所



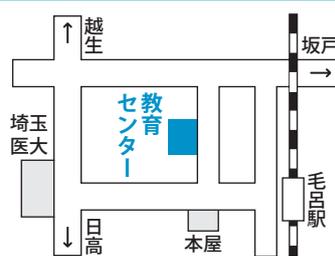
第10投票所
大類館

玉林寺・苦林・大類・西大久保



第6投票所
前久保集落センター

前久保・沢田・岡本団地・第七団地・育心寮前久保



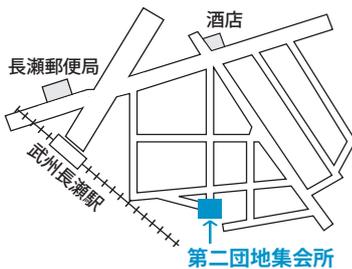
第1投票所
教育センター

毛呂本郷・滝ノ入・阿諏訪・埼玉医大・毛呂病院



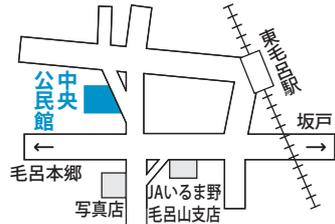
第11投票所
毛呂山総合公園体育館

大谷木・葛貫・権現堂・宿谷



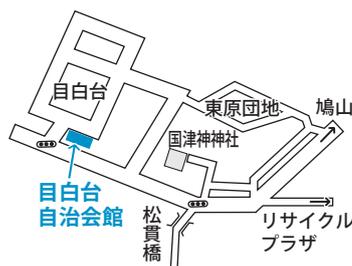
第7投票所
第二団地集会所

第二団地全区・第五団地・西原団地



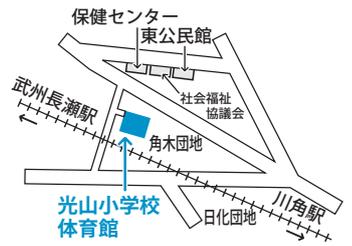
第2投票所
中央公民館

平山・平山ニュータウン・大師二区・総庭団地・シャルマンコーポ毛呂山自治会



第12投票所
目白台自治会館

箕和田・西戸・東原団地・目白台



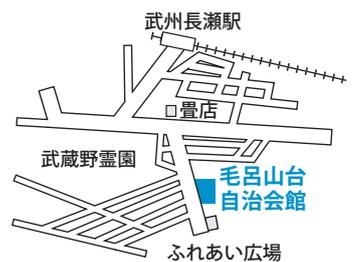
第8投票所
光山小学校体育館

旭台・旭台団地（北・南）・旭台（大）・学園台団地・日化団地・角木団地・悠久園



第3投票所
毛呂山中学校武道場

小田谷・ジョイム毛呂山・長瀬一区・大師一区



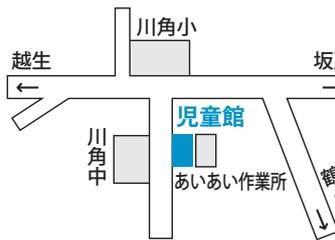
第13投票所
毛呂山台自治会館

毛呂山台・日生団地・第六団地・第十三団地・第九団地・谷端団地



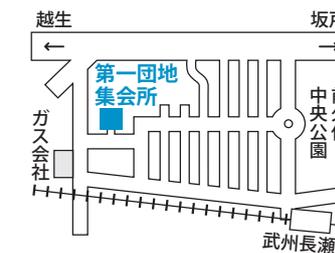
第9投票所
毛呂山町役場

長瀬二区・長瀬三区・第四団地・いわい団地・ゆずの木台



第4投票所
児童館

川角・市場・下川原・育心寮川角・光風寮



第5投票所
第一団地集会所

第一団地全区・第三団地・むさし野自治会・新南台自治会・双葉団地

新型コロナウイルス感染症により療養されている人は「特例郵便投票」ができます

一定の要件に該当する人は、療養先の宿泊施設や自宅で郵便により投票することができます。事前に投票用紙等の請求が必要ですので、希望する人はお早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

※濃厚接触者は対象外です。